

担当医殿

清教学園中・高等学校  
学 校 長

登校許可証発行のお願い

学校保健安全法に定める学校感染症に該当する生徒について、学校長は、医師の所見を参考に対処することになっております。お手数をお掛けしますが、下記の生徒について作成していただきますようよろしくお願いいたします。

登 校 許 可 証

中・高 \_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番 生徒名前: \_\_\_\_\_

○印	診 断 名	出席停止期間
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(ふうしん、三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日経過するまで
	結核	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	その他( )	

療養期間：20 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日( ) ~ 20 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日( ) [ \_\_\_\_日間]

上記の患者(生徒)の疾病について、主要症状が消退し、感染のおそれがないものと認めます。

作成日 20 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医療機関名

住 所

医 師 名

印

担任→保健室保管

2024年4月改訂